

第4章 ごみ処理の評価と課題

1 平成 21 年度一般廃棄物処理基本計画の実績と評価・課題

前基本計画での施策について、取り組みの実績と評価・課題を表 4.1 に示します。

個々の具体的な内容について、実績と評価・課題を検証した上で、本計画の施策に反映したいと考えています。

表 4.1(1) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【生活系ごみの排出の抑制】

具体的な内容	実績	評価・課題
花と緑のリサイクル事業	市民や各種団体等との協働による「花と緑のリサイクル・花まつり」の開催や、花の種取り等により、生ごみ堆肥などを通じて、資源循環型社会への取り組みを行っています。	イベントの開催や生ごみの堆肥化等により、市民の関心は高くなっています。
ごみ処理費用の有料化	平成 18 年度から平成 22 年度のごみ総量（生活系ごみ、事業系ごみ・直接搬入ごみ、集団回収ごみの合計値）は、減少傾向です。	ごみ排出量の推移が減少しているため、一定の効果が出てきているものと考えられます。今後の状況によって適宜検討していく必要があります。
生ごみ処理機等の購入促進と設置利用者の把握	生ごみ処理機器等の購入補助として、購入代金の半額 3 万円（電動式）等を実施しています。平成 17 年度から開始しており、平成 22 年度までに約 1,500 世帯で実施しています。 なお、補助支給者へのアンケート調査を実施しました。	年間の生ごみ処理機器購入世帯数は減少していますが、累計で約 1,500 世帯が活用されています。
生ごみの堆肥化・減量化の促進	橋本市衛生自治会へ委託して、定期的な講習会や地域へ出向いての講習会を実施しています。	定期的に講習会を実施しており、市民の生ごみ堆肥化や減量化に対する意識は高くなっています。
可燃ごみ収集回収の軽減	生ごみの減量化・資源化により、可燃ごみの排出を週 2 回から週 1 回以下に変更した各区・自治会は、71 地区・10,929 世帯で、全市の世帯数の約 4 割を占めている。	ごみ排出量の推移が減少しているため、一定の効果が出てきているものと考えられます。
事務所への P R 推進	一部のスーパー等では、自主的な取り組みによる資源物としての回収ルートが確立されています。	一部のスーパー等では、自主的な取り組みを行っていますが、事業系ごみ排出量の推移にはあまり影響がありませんでした。
市民への包装紙、レジ袋等の減量の推進	和歌山県内のレジ袋有料化（平成 21 年 1 月 23 日開始・現在一部店舗で実施中）により、買い物時にはマイバックを持参する意識が高まってきています。	県のレジ袋有料化により、市民への意識は高くなっているものと考えられます。

表 4.1(2) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【ごみの分別・減量・リサイクルに対する意識啓発】

具体的な内容	実績	評価・課題
市民の自主的な行動につながるPR活動の実施	イベントにおける啓発ポスターの展示や電話対応によるごみ分別説明を進めています。 また、廃棄物減量等推進員地区での、ごみに関する住民説明会（東家区）や定例会議（城山台連合自治会）により、地域単位における自主的な行動等に関する啓発活動を進めています。	今後も、イベントや各地域での自主的な行動等に関する啓発活動を進めていきます。
環境学習や教育の充実	小学4年生を対象として橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への見学を、各小学校単位で実施しています。	小学4年生を対象としたごみ処理施設の見学を、各小学校単位で実施し、環境学習や教育に力を入れていきます。
ホームページの活用による情報提供の促進	ガイドブックの紛失した市民や転入予定者等の、橋本市ホームページへの接続により情報提供等を実施しています。	ごみの排出や処理に関するホームページの情報を適宜更新しています。
市民参加型イベント等での周知	市関連のイベント等では、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）へ搬入可能なごみの分別徹底を実施しています。	イベント等の参加人数を増加するように検討する必要があります。

表 4.1(3) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【事業系ごみの排出の抑制】

具体的な内容	実績	評価・課題
事業系ごみの減量・資源化の促進	平成22年度より、橋本商工会議所並びに高野口町商工会への事業系ごみの減量化及び資源化の促進について相談・調整を進めています。	さらなる減量やリサイクルを徹底するために、パンフレットの配布等による周知徹底の強化を図る必要があります。
廃棄物減量計画書の提出要請	平成22年4月の生活環境課と環境事業室、環境美化センターのほとんどの業務を、現在の環境衛生課に移管する機構改革のため、平成22年度より、橋本商工会議所並びに高野口町商工会への事業系ごみの減量化及び資源化の促進について相談・調整を進めています。	大型事業所に対しては計画書の策定を求めています。
自己処理責任の周知徹底・指導強化と適正処理		事業系ごみの排出量は増加していますので、排出量を削減するためにさらなる周知徹底をする必要があります。

表 4.1(4) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【各主体における資源回収の促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
古紙類の資源化の促進	新聞紙や新聞折込、雑誌、ダンボール、紙パック以外に排出されるコピー用紙やメモ用紙等の紙切れは、雑紙として紙袋に入れて資源化しています。	古紙類(布類を含む)の回収量は概ね横ばいとなっています。古紙類として雑紙を分別するように促していますので、今後も分別徹底の啓発を継続していきます。
資源ごみ集団回収の促進	排出量に応じた助成金(3円/kg)を登録団体である各区・自治会へ交付することにより、資源化を促進しています。 集団回収量はここ近年横ばい傾向にあります。	集団回収量は概ね横ばいとなっていますので、回収量が増加する対策が必要であります。
各店舗における資源回収の推進	一部のスーパー等では、自主的な取り組みによる資源物としての回収ルートが確立されています。	自主的に拠点回収を実施している店舗がありますので、今後はその実施状況を把握する必要があります。

表 4.1(5) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【新たな品目の分別収集・資源化の検討】

具体的な内容	実績	評価・課題
ごみの分別精度の向上	橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)からは、異物混入の状況が報告されており、広報はしもとによる継続的な啓発を実施しています。	平成21年8月からのその他プラ製容器包装の分別収集開始に伴い資源ごみの回収率が増加しました。さらなる増加を目指して、分別徹底を啓発します。
廃プラスチック類の分別収集・資源化の徹底		橋本周辺広域市町村圏組合から不適物の混入が多いとの指摘がありましたので、分別状況の実態を調査する必要があります。
廃食用油の再生利用の検証	使用済みの食用油を収集し、ごみ収集車の燃料に利用しています。	廃食用油回収量が増加しており、それをごみ収集車の燃料に利用していますので、環境保全に寄与しています。

表 4.1(6) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【収集・運搬システムの適正化】

具体的な内容	実績	評価・課題
効率的な収集・運搬体制の確立	平成 21 年 8 月に、橋本地域と高野口地域別の収集体制を統一すると共に、ごみの分別変更に伴う効率的な収集・運搬体制を構築し、平成 23 年 4 月からは、更なる体制の効率化を図りました。	収集・運搬体制の統一から約 2 年経過し、適正処理に努めていますが、まだ収集運搬が効率化されたとはいえません。
ごみステーションの適正な管理の促進	平成 21 年 8 月からの橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行までに、各区・自治会と、ごみステーション（ごみ集積所）の整理を行いました。	各区・各自治会において、広域処理の移行までに、ごみステーションの整理を行いました。今後は、GIS 管理システムを更新して、効率的で適正な管理に努めていきます。
福祉収集の検討	関係課等との協議を重ねながら検討しているところです。	今後の実施に向けて、庁内で調整しています。

表 4.1(7) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【市民の積極的な取り組みの支援、促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
各種団体への支援	平成 23 年度で調整し、平成 24 年度でネットワークの構築を行う予定です。	ネットワークの構築について、調整。構築を実施していきます。
市民によるイベントへの支援	市関連のイベント等における啓発では、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）へ搬入可能なごみの分別徹底を実施しています。 また、各区・自治会等からの要望に応じたごみ分別等の説明を行っています。	多くの市民が集うイベント等での啓発は、効果的であるので、今後も継続して実施していきます。

表 4.1(8) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【事業者における取り組み支援、促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
拡大生産者責任の周知	「拡大生産者責任」の考え方を事業者に周知するための啓発は、橋本商工会議所並びに高野口町商工会を通じて進めているところです。	事業者自らがリサイクルしている体制を確認していきます。
新たなごみ処理技術の調査	排出されたごみを処理する方法から、パソコンやテレビ等のように循環型社会への推進による行政が収集しない処理方法への移行等を調査します。	廃棄物を適正に処理するための情報収集を、橋本周辺広域市町村圏組合と協力しています。

表 4.1(9) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【行政における連絡体制の整備】

具体的な内容	実績	評価・課題
関係部署・関係機関等との連携の強化	平成 22 年 4 月の生活環境課と環境事業室、環境美化センターのほとんどの業務を、現在の環境衛生課に移管する機構改革を実施しました。	廃棄物行政を一元化したので、他の関連機関との連絡体制等を構築します。
三者の調整役としての役割の推進	市民・事業者・行政の三者が協働できるような体制整備を調査しているところです。	定期的に行っている「橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」において、三者が協働できる場を設置しています。

表 4.1(10) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【適正処理計画】

具体的な内容	実績	評価・課題
適正処理困難物に対する対応	民間業者の紹介などにより周知を図っています。	処理困難物の処理方法や処理ができる民間業者を紹介することにより適正な処理に努めています。
橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定による処理	厨芥、草及び剪定枝の再生利用を推進しています。	厨芥（生ごみ）や剪定枝などの再生利用を推進しています。
不法投棄の防止	広報誌を活用して、不法投棄の防止に努めます。	広報などにより不法投棄の防止に努めています。
災害ごみの対応	橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）の関係自治体会議（衛生担当者会議）において、震災等による廃棄物処理の対応について検討課題としていましたが、東日本大震災により国等から地震予知等に関する情報が変更されています。	適切な処理ができるよう、県や橋本周辺広域市町村圏組合との連携を継続的に検討します。

表 4.1(11) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【ごみ処理施設整備計画】

具体的な内容	実績	評価・課題
中間処理施設	橋本クリーンセンター及び高野口クリーンセンターは撤去済みです。	施設の解体・撤去は終了していません。
最終処分場	適正に管理を推進しています。	環境保全対策を引き続き実施し、適正な管理を推進しています。

2 課題の抽出

1) ごみ処理体制

本市のごみ処理体制は、ごみの収集・運搬と最終処分が本市、焼却とリサイクルが橋本周辺広域市町村圏組合が主体となっています。それぞれの主体がお互いに連携し、ごみ処理に関する計画や目標の整合性を図っていく必要があります。

ごみ処理体制の一貫として、行政における連携体制を整備していくとともに、市民・事業所の意見を聞きながら進めていく必要があります。

2) 収集・運搬

本市の収集・運搬は、平成 21 年 8 月からの広域処理への移行に伴い旧体制を統一しました。

市民からのごみの排出と収集の接点であるごみステーションについては、広域処理の移行以前から継続していることから、安全かつ適正に管理ができるような体制を構築する必要があります。

3) 中間処理

中間処理は、平成 21 年 8 月から橋本周辺広域市町村圏組合にて適正に行われています。

平成 21 年 8 月からの本市全域の分別区分の統一により「その他プラ製容器包装」の分別収集を開始しましたが、処理を行う橋本周辺広域市町村圏組合から不適物の混入が多いとの指摘があったので、分別状況の実態を調査するとともに、排出ルールについても市民にわかりやすいようにしていく必要があります。

4) リサイクル

本市のリサイクルは、スチール缶などの資源ごみを分別収集し、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて行っています。今後も継続的に適正分別に努める必要があります。

また、これまで実施している集団回収や生ごみ処理機器の補助事業などの生ごみ減量の対策を継続するとともに、事業所から排出されるものについても、減量や資源化を促すような施策を検討していく必要があります。

5) 最終処分

橋本地域の埋立ごみを処分している橋本市一般廃棄物処理場は、平成 19 年度に延命化工事を行い当面埋立が可能ですので、継続的な管理が必要です。

なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から排出される焼却残渣については、組合において大阪湾フェニックスへ搬入されます。

コラム4 ～市民アンケート調査結果～

市民のごみ処理に対する意識、ごみの分別や収集方法に関する意向、ごみ処理の有料化に対する考えを把握する目的のためにアンケート調査を実施しました。その結果概要を以下に示します。

1. ごみ問題の関心

ごみ問題について、本市は 87.2%の人が、関心がある（“非常に”と“ある程度”の合計）と回答しており、平成 21 年度に内閣府が調査した結果（92.5%）に比べて若干少ないが、関心が高いことが伺えます。

2. 3Rの認知度

3Rについて、本市は、29.6%の人が、言葉も意味も知っているという回答しており、平成 21 年度に内閣府が調査した結果（29.0%）に比べて高く、本市の認知度が高いことが伺えます。

また、“意味は知らないが、聞いたことがある”と回答した人が、本市の結果（30.4%）に対して、平成 21 年度の内閣府が調査した結果（23.6%）に比べ高く、こちらも本市の認知度が高いことが伺えます。

3. 3Rの実践

ごみを少なくするために行っていることとして、多くの市民が実践していること（回答率が 50%を超えている）は、詰替商品を利用している、買い物には袋を持参する、生ごみは水を切って出す、不要なものは買わない、を実践しています。

リユースやリサイクルのために行っていることとして、ごみ分別方法を守り協力する、集団回収を利用しているが、かなりの人が実践しています。また、回答者の約半数がスーパーなどの店頭回収を利用していることから、さらなる周知や支援することにより、利用する人が増えることも期待できます。

4. 花と緑のリサイクル事業の認知度

花と緑のリサイクル事業については、内容を知っている、もしくは、聞いたことがあると回答した人が 66.2%であり、概ね認知されていると考えられます。しかし、まだ3割程度の人がこの事業について知らないとの回答もありましたので、更なる周知・徹底のための対策を講じる必要があります。

5. ごみ分別方法の認知度

ごみの分別方法については、すべてわかる、大体分かると回答した人が 90%以上であり、ほとんどの市民が分別方法を認知されていることが伺えます。

一方で、1割弱の人が、分別方法がよくわからないと回答していますので、そのような市民への対応策についても検討する必要があると考えます。

6. 指定袋と指定シールの料金

現在の指定袋と指定シールの料金については、これ以上の負担はできないと回答した人が約7割となっています。

その一方で、2割の人が、排出量に応じて負担すべきであり、これ以上の負担でもかまわないと回答しています。